

議案第108号

あきる野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月25日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

東京都人事委員会勧告に準じて、期末手当を改定することから、規定を整備する必要がある。

あきる野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 あきる野市職員の給与に関する条例（平成7年あきる野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項の表以外の部分中「100分の130」を「100分の120」に、「100分の110」を「100分の100」に、「100分の100」を「100分の90」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の110」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に、「100分の100」を「100分の90」に改める。

第2条 あきる野市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項の表以外の部分中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100」を「100分の105」に、「100分の90」を「100分の95」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の100」を「100分の105」に、「100分の57.5」を「100分の60」に、「100分の90」を「100分の95」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。